解体用車両系建設機械が7月から規制に

新たな資格の特例講習を組合で開催します

7月から、解体作業等で使われる車両系建設機械が規制対象になりました。構造規格や定期自主点検などを定めたほか、新たに運転業務に就く際に資格が必要となりました。

新たな資格の取得を進める「技能特例講習」制度(短時間講習で技能講習を修了したのと同じ効力に)が2年間のみ設けられ、組合での開催の要望が多いことから、組合主催で実施します。

当面は、対応急ぐ経験者対象から実施

当面は、対応が急がれる、経験者対象の種類(1種・3種・4種) から実施します。未経験者対象の種類(2種)については、実技 が必要なため、実技会場を探してから実施することとします。

背景 これまで規制なく安全対策遅れ 休業災害が年間 100 件以上発生

解体用機械は、これまでブレーカのみ規制対象で、それ以外は国の規格や規制がなく安全対策が遅れていました。災害が多く、休業4日以上の死傷災害が年間100件以上発生しています。

今回の改正で、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機が新たに規制対象になりました。なお、建設機械以外の林業用や金属リサイクル用、自動車解体用は、該当しません。

平成25年7月1日から 新たに規制される 解体用機械(アタッチメント)



鉄骨切断具





つかみ具 (外部シリンダー作動型)

「技能特例講習」の種類・対象者と講習日

技能講習修了証 の保有状況	新たに規制され る解体用機械 の運転経験 機体重量を問わず	特例講習 の区分	講習日(会場は技術研修センター・池袋)			
			7/17(水) 13:30~17:30	7/24(水) 8:30~18:00	8/24(土) 13:30~17:30	以降
車両系建設機械 (解体用) 運転 技能講習	6ヶ月以上	1種	0	_	0	順次実施
	6ヶ月未満	2種	_	_	_	実技会場を探 してから実施
車両系建設機械 (整地等用) 運転 技能講習	6ヶ月以上	3種	0	_	0	順次実施
	6ヶ月未満	特例なし(技能講習を受講)				
技能講習修了証なし	6ヶ月以上	4種	_	0	_	順次実施
	6ヶ月未満	特例なし(技能講習を受講)				

石綿対策を必ず作業計画に

石綿は、鉄骨吹付だけでなく、あらゆる建材に混ぜて使 用されてきました。

解体作業では、石綿含有建材については手作業で除去するなどの対策が必要ですが、実態は、対策がなされずに機械で一緒に破砕している例が多く見かけられます。今回の資格取得が進んで機械による解体がさらに広がれば、石綿飛散の危険性がいっそう高まることになりかねません。

石綿対策を作業計画に必ず入れて、適切な対策と作業を 行いましょう。なお、石綿含有建材の除去作業には特別教 育(4時間半)が作業者全員に必要です。

受付は専用申込書を使用します

受講料は、1種・3種は 5,000 円、4種は 12,000 円です。 キャンセルの場合、受講日1週間前以降は返金しません。 受講申請書は、専用のものを使用し、事業主の経験証明 が必要です。定員になり次第、締切ります。

修了証を統合して1枚にできます あらかじめ手続き

主催は東京土建技術研修センターですので、これまで組合で取得した修了証との統合ができます。受講申請書と同時に「修了証再交付申請書」と修了証コピーを提出のうえ、受講日当日に修了証原本を持参して返却して下さい。